

平成25年度 居宅介護支援事業所いちばん星 事業計画

○ 運営方針

居宅介護支援事業所の介護支援専門員は、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供する。また、事業所では、介護保険法令及びその他の法令に対しても法令遵守が確実に行われていることを確認し、法令遵守の周知徹底を図る。

○ 活動内容

- ① 事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性をふまえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む事が出来るように配慮して行う。
- ② 事業の実施にあたっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
- ③ 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービスを事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。
- ④ 事業の実施にあたっては、関係機関(市役所等)、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。
- ⑤ 事業の実施にあたっては、利用者及びその家族の知り得た情報の秘密を厳守し、サービス担当者会議等で利用者又はその家族の個人情報を用いる場合には、その都度同意を得るものとする。
- ⑥ 同法人内にある在宅介護支援センターと連携し困難ケースの受け入れを行う。
- ⑦ 業務の見直しを行い、効率を図る。

○ 営業日及び営業時間

- ① 営業日は月曜日から金曜日とし、土・日・祝日及び12月31日から1月3日が休日。
- ② 営業時間は、午後8時30分から午後5時30分までとする。
- ③ 利用者又は業務の都合で営業日及び営業時間を変更できる。

○ 居宅介護支援の提供方法

- ① 利用者の相談を受ける場所は、居宅介護支援事業所いちばん星内及び、その利用者等の自宅とする。
- ② 使用する課題分析票の種類は、日本訪問看護振興財団版アセスメント表とする。
- ③ サービス担当者会議の開催場所は、居宅介護支援事業所いちばん星内及び関係機関又はその利用者等の自宅とする。
- ④ 介護支援専門員の居宅訪問頻度は、1回／月以上とする。

○ 事業の実施地域

事業の実施地域は、富士宮市・富士市とする。

○ 運営について

- ① 居宅介護支援事業所いちばん星は、介護支援専門員の資質向上の為、各種研修会への積極的参加を図る。
- ② 運営にあたり、法人内の他事業所との協力体制を図る。
- ③ 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するものとする。
- ④ 利用者の権利擁護(資産管理・法律的問題・人権問題等)のため成年後見制度や地域福祉権利擁護事業について、利用者、ご家族、代理人に対し情報を提供し、必要に応じこれらの利用のための援助を行う。
- ⑤ 法令遵守の姿勢に疑問があったり、疑義が生じた、或いは生じている事を発見した場合は事業所責任者に報告する。
- ⑥ 安定した事業運営。(活動件数の目標を1人30件とする)
- ⑦ 介護支援専門員としての役割(サービスの調整等)を自覚し、健康管理には十分気を付けサービスの提供にあたる。